

## 事業所税の減免対象施設等

減免申請書には、下表の『添付する書類』の欄の例示を参考に、申請事由を証する書類を添付してください。

平成28年7月1日現在

| 区分                        | 市税規則別表第4 |   | 減免割合 |       | 添付する書類(例示)  |
|---------------------------|----------|---|------|-------|---|
|                           | 項        | 号   | 資産割合 | 従業者割合 |   |
| 学術文化の振興等に寄与するものと認められる施設   | 1        | 1   | 1/2  | 1/2   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●出版物の販売事業に係る総売上金額を証する書類</li> <li>●教科書の出版に係る売上金額を証する書類</li> <li>●施設が明らかになる平面図</li> <li>●従事する従業者数及びこれらの者に係る従業者給与総額を証する書類</li> </ul>  |
|                           |          | 2   | 1/2  | /     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●年間の上演日数、国や地方公共団体から助成を受けている芸能等並びにチャリティショーの上演日数が明らかになる書類</li> <li>●定員制をとっていることを証する書類</li> <li>●劇場等の平面図</li> </ul>   |
|                           |          | 3   | 1/2  | 1/2   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●広島県公安委員会発行の指定書の写</li> <li>●建物配置図及び平面図</li> </ul>  |
|                           |          | 4   | ※1   | ※1    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●中国運輸局発行の一般貸切旅客自動車運送事業の許可書の写</li> <li>●乗務記録又は総走行キロ数及び生徒等のための旅行に係る総走行キロ数が明らかになる書類</li> <li>●事務所と事務所以外の施設の区分が明らかになる建物配置図及び平面図</li> <li>●事務所以外の施設に係る従業者数及び給与総額が明らかになる書類</li> <li>●減免の対象となる事業以外の事業を併せて行っている場合は、その事業と減免対象事業との区分を明らかにする平面図及び減免以外の事業に係る従業者数並びに給与総額がわかる書類</li> </ul> |
| 中小企業対策等と認められる産業振興政策上特に配慮の | 2        | 1   | 1/2  | /     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●所轄税務署長発行の酒類販売の免許書の写又は証明書</li> <li>●酒類の保管の用に供されている床面積が明らかになる建物配置図及び平面図</li> </ul>  |
|                           |          | 2   | 全部   | 全部    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●中国運輸局に届け出た各営業所の届出書の写</li> <li>●タクシー事業に係る施設及び事務所等が明らかになる建物配置図及び平面図</li> <li>●タクシー業務の用に供する施設に係る従業者数及び給与総額が明らかになる書類</li> </ul>   |
|                           |          | 3   | 全部   | 全部    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●農林中央金庫の定款</li> <li>●本来の事業の用に供する施設を明らかにする平面図</li> <li>●従業者数及び給与総額が明らかになる書類</li> </ul>  |
|                           |          | 4   | 全部   | 全部    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●組合員の共同利用の用に供する施設を明らかにする平面図</li> <li>●従業者数及び給与総額が明らかになる書類</li> </ul>   |
|                           |          | 5   | 1/2  | /     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●日本農林規格に適合する果実飲料又は炭酸飲料を製造していることを証する書類(農林水産大臣発行の承認証又は認定証の写し、登録格付機関発行の検査結果の通知書)</li> <li>●果実飲料等の保管の用に供する倉庫等の床面積を明らかにする平面図</li> </ul>   |
|                           |          | 6   | 全部   | 全部    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●倉庫業、一般港湾運送事業又は港湾荷役事業に係る登録証等の写</li> <li>●中国運輸局に届け出た倉庫等の設置届出書等の写</li> <li>●施設が明らかになる配置図及び平面図</li> <li>●従業者数及び給与総額が明らかになる書類</li> </ul>   |
| その必要とする目的及び営業の形態上特別の配慮    | 3        | 1   | /    | 全部    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行っていることを証する書類(広島労働局へ提出する「労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書」の写)</li> <li>●ビルの室内清掃、設備管理等の事業に直接従事する従業者数及び給与総額が明らかになる書類(支払給与一覧表等)</li> </ul>   |
|                           |          | 2   | /    | 1/2   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●鉄道業者、軌道経営者との契約で、列車内で食堂等を営んでいることを証する書類</li> <li>●列車内食堂や売店事業に従事する従業者数及び給与総額が明らかになる書類</li> </ul>   |
|                           |          | 3   | 1/2  | /     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●古紙の回収、販売業者であることを証する書類(定款の写等)</li> <li>●古紙の回収、販売の用に供する施設が明らかになる平面図</li> </ul>  |
|                           |          | 4   | 1/2  | /     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●家具の製造又は販売の事業を専ら行う者であることを証する書類(定款の写、当該事業に係る売上金額及び総売上金額を証する書類等)</li> <li>●家具の保管の用に供する部分が明らかになる平面図</li> </ul>  |
|                           |          | 5   | 1/2  | /     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●外国貿易のためのコンテナ貨物であることが明らかになる書類</li> <li>●荷さばきの用に供する施設が明らかになる平面図</li> <li>●賃貸契約書</li> </ul>  |
|                           |          | 6   | 1/2  | /     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者に該当することが明らかになる書類</li> <li>●ねん糸、かさ高加工糸の製造を行う者については、専業であることが明らかになる書類</li> <li>●原材料等の保管部分が明らかになる平面図</li> </ul>   |
|                           |          | 7   | 3/4  | /     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●施設の床面積が明らかになる平面図</li> </ul>   |
| 休止施設                      |          | 課税標準の算定期間中継続して6月以上休止しているもの  | ※2   | /     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●休止施設の床面積が明らかになる平面図</li> <li>●新たに休止施設となった場合は、その時期が明らかになる書類</li> </ul>  |
| 吸収合併法人に係る資産割重複分           |          | 吸収合併の日が属する算定期間の合併法人に係る事業所税の資産割の算定対象となる事業所等で、吸収合併の日の前日までを算定期間とする被合併法人に係る事業所等と同一の敷地内に所在する事業所等です。添付する書類についてなど詳しくは、法人課税係へご相談ください。 |      |       |   |

※1 バス事業に係る減免割合 ⇒ 
$$\frac{\text{当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数}}{(\text{当該者の本来の事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計数}) \times 2}$$

※2 休止施設の減免割合 ⇒ 
$$\frac{\text{休止期間の月数(休止した日の属する月の翌月から算定期間の末日)}}{12}$$